

別添

不法投棄対策夜間パトロール業務仕様書

1 目的

不法投棄対策夜間パトロール業務（以下「本業務」という。）は、人の目の届きにくい夜間に廃棄物の不法投棄が懸念される地域を重点にパトロールを行うことで、廃棄物の不法投棄の抑止を図ることを目的に実施する。

2 業務期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 業務内容

(1) 警備員2人一組で発注者が指定する巡回区域（県内14市町村、46箇所の重点警戒地区（詳細な図面は受託後に交付する。重点警戒地区等の概略は別紙参照のこと。））を車両で巡回すること。

なお、使用する車両には発注者が指定する「不法投棄監視巡回中」であることがわかる表示物を掲示すること。

(2) 巡回は、次のとおりとすること

ア 巡回は、発注者が別途指定する巡回区域（県内14市町村、46箇所の重点警戒地区）を、中部3区域及び西部4区域の7区域に分け、指定した日時に実施すること。

イ 巡回時間は、日没から日の出までの時間帯に行うこととし、1箇所の巡回区域での巡回時間は、巡回区域によって異なるが、3時間から5時間（受注者の事務所を出発してから帰所するまでの時間をいう。）程度とすること。（業務期間中を通じてその時間は、153時間を上限とする。）

ウ 巡回回数は、各巡回区域ごとに業務期間中6回とすること。（巡回当日に発注者が指定する巡回区域を何度巡回しても1回とする。）

エ 巡回時には、巡回区域内にある重点警戒地区の状況写真等を5枚程度（重点警戒箇所が5箇所以上ある場合にはその箇所数程度）の写真撮影をすること。（写真は日時が記録されるものであること）

なお、撮影した写真は（3）で指定する報告に添付すること。

オ 投棄物を発見したときは、次の情報を収集し、記録すること。

（ア）発見日時、場所（地図）

（イ）投棄物の種類、投棄量、その他参考事項

カ 現に投棄している又は、投棄し終わった者、あるいはその行為をする疑いがある者を確認したときは、エの状況写真等に加え、次の情報を収集し、記録すること。

（ア）行為者の車両のナンバー、車名などの特徴

（イ）行為者の特徴

（ウ）進行方向などその他参考事項

（エ）車両、行為者の写真並びに行為後の投棄物の内容及びその写真

(3) 次により報告を提出すること

ア 随時巡回活動報告

様式第1号による（報告期限は次回巡回活動時までとする。）

イ 月間報告

様式第2号による（報告期限は翌月の7日までとする。）

ウ 不審者等認知通報

様式第3号による（報告期限は不審者等を認知した巡回を行った日の翌日までとする。）

エ 写真台紙

様式第4号による（アまたはウに添付する写真を本台紙に貼付する。）

4 委託料の支払条件

(1) 委託料は、月ごとの巡回活動実績に応じて正当な報告及び請求があった場合に、該当月の翌月

に正当な請求書を受理した日から30日以内に支払う。

- (2) 委託料は、3(3)イに記載した月間報告ごとの巡回活動時間数の合計に契約金額(限度額)から消費税及び地方消費税の額を減じた金額を巡回活動時間数の上限153時間で除して得た金額(1円未満の端数は切り捨て(以下「単価」という。))を乗じて得た額に当該金額の10パーセント相当額を加算して得た額(1円未満の端数は切り捨て)とする。ただし、業務期間の最終月にかかる請求にあっては、契約金額(限度額)からそれ以前に支払った額の合計額を控除した額を限度とする。
- (3) (2)に記載した最終月の請求に当たり、巡回活動時間数が153時間に満たない場合は、単価にその月の巡回活動時間数を乗じて得た額に当該算定額の10パーセント相当額を加算した額を請求額とする。

5 権利義務の譲渡等の禁止

受注者は、本業務により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

6 守秘事項等

- (1) 本業務の履行に当たって、知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (2) 受注者は、本業務に従事する者及び8の規定により本業務を再委託する場合の再委託先並びにそれらの使用人(以下「従事者等」という。)に対して、(1)の規定を遵守させなければならない。
- (3) 発注者は、受注者が(1)から(2)までの規定に違反し、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、受注者に対し契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。
- (4) (1)から(3)までの規定は、本業務に係る契約期間の満了後又は契約解除後も同様とする。

7 個人情報の保護

- (1) 受注者は、本業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項」(以下「特記事項」という。)を遵守しなければならない。
- (2) 受注者は、従事者等に対して、特記事項を遵守させなければならない。

8 再委託の禁止

- (1) 受注者は、発注者の承認を受けずに、再委託をしてはならない。
- (2) 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、(1)の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。
 - ア 再委託の契約金額が本業務の契約金額(限度額)の50パーセントを超える場合
 - イ 再委託する業務に本業務の中核となる部分が含まれている場合
- (3) 受注者は、(1)の承認を受けて第三者に再委託を行う場合、再委託先に本業務に係る契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して責任を負わせなければならない。

9 調査等

発注者は、必要があると認めるときは、本業務の処理状況について調査し、受注者に対して報告を求めることができる。この場合において、受注者は、これに従わなければならない。

10 損害賠償

受注者は、その責めに帰すべき事由により、本業務の実施に関し発注者又は第三者に損害を与えた時はその損害を賠償しなければならない。

11 仕様書遵守に要する経費

この仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

12 その他

- (1) この仕様書に明記されていない事項であっても、本業務の目的達成のために必要な調査、協議

等、又は調査実施の上で当然必要と思われるものについては、原則として受注者の責任において実施しなければならない。ただし、発注者及び受注者とも事前に予知できない事項については除くものとする。

- (2) この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義が生じた事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。
- (3) 受注者は、本業務の実施に当たっては、発注者と十分な協議を実施するものとする。